

焼却施設

区分			単位	使用料の額
遺体	12歳以上	死亡時住所が本市である場合	1 体	25,000円
		死亡時住所が本市でない場合	同上	56,000円
	12歳未満	死亡時住所が本市である場合	同上	16,000円
		死亡時住所が本市でない場合	同上	37,000円
本市に住所を有する者		死産児	同上	7,000円
		改葬遺骨	1 炉	7,000円
		産胎物	1 胎分	2,000円
		肢体の一部		3,000円
本市に住所を有しない者		死産児	1 体	17,000円
		改葬遺骨	1 炉	17,000円
		産胎物	1 胎分	5,000円
		肢体の一部		8,000円

霊安室

区分	単位		基礎額	単位当たりの使用料の額
死亡時住所が本市である場合	1 日目	1 体	4,762円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	2 日目以降の 1	同上	1,905円	同上

	日当たり			
死亡時住所が	1 日目	同上	9,524円	同上
本市でない場 合	2 日目以降の 1 日当たり	同上	1,905円	同上